

春日井市土地区画整理組合検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第125条の規定により、土地区画整理組合（以下「組合」という。）の運営及び事業並びに会計の状況に対して市長が行う検査（以下「検査」という。）に対して必要な事項を定めるものとする。

(検査の目的)

第2条 検査は、組合に法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画を遵守させ、もってその健全かつ適正な運営を確保し、土地区画整理事業の円滑な施行に資することを目的とする。

(検査の実施)

第3条 検査は、市長が命ずる職員（以下「検査員」という。）に行わせるものとする。

(検査の種類)

第4条 検査は、次の2種類とする。

- (1) 定期検査
- (2) 特別検査

2 定期検査は、市長が定める土地区画整理組合検査計画に基づき行う検査とする。

3 特別検査は、市長が特に必要があると認めて指示した場合に行う検査とする。

(検査事項)

第5条 検査は、次に掲げる事項の全部又は一部について行うものとする。

- (1) 運営に関する事項
- (2) 事業に関する事項

(3) 会計経理に関する事項

(検査の方法)

第6条 検査は、組合の事務所、工事施行箇所その他業務に関係のある場所において実地検査の方法により行うものとする。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他の書類について検査を行うことができる。

(検査の通告)

第7条 検査は、あらかじめ通告して行うものとする。ただし、市長が特に指示した場合は、この限りでない。

(証票の呈示)

第8条 検査員は、検査に際しては、理事又は清算人（以下「理事等」という。）に対し、検査員たることを証する書面を呈示して検査を行う旨を告げなければならない。

(検査の立会い)

第9条 検査員は、検査に当たっては、理事等1人以上の立会いを得て行うものとする。

(私物検査の制限)

第10条 検査員は、役員及び職員の私物については、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(関係者についての調査)

第11条 検査員は、検査を行うに当たって、特に必要があるときは、組合員、退職した理事又は職員その他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(検査員の遵守事項)

第12条 検査員は、検査に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に品位を保持し、検査に対する信頼を得るよう努めること。
- (2) 正確な資料又は事実に基づいて厳正に行うこと。
- (3) 組合の業務の執行に支障を与えないよう配慮すること。

(現地講評)

第13条 検査員は、検査が終了するに際しては、立会いの理事等に対し、検査によって明らかとなった事項について講評を行い、速やかにその欠陥を是正し、その長所を伸長させるように努めなければならない。

(検査結果の報告)

第14条 検査員は、検査の実施後遅滞なく、当該検査の結果について検査復命書を作成し、市長に提出しなければならない。

(検査の拒否等に対する措置)

第15条 検査員は、検査の拒否、妨害、忌避、天災その他重大な事故により検査の実施が困難であると認めるときは、直ちに市長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(検査結果の通知)

第16条 市長は、検査の結果を組合に通知するものとし、必要がある場合には、違法又は不当な事項及び改善を要する事項に関する組合の意見又は今後の措置等を記載した書面の提出を求める等の措置を行うものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年 4月 2日から施行する。